**令和5年度　松子連・子ども会安全共済会手続き手順**

※以下に説明する松子連加入関係に使用する様式および安全共済会に関する様式はすべて松子連ホームページからダウンロードできます。

【書類作成時の留意点】

①各様式は皆さんが掛けている各種保険の用紙と同じ扱いのものです。

　　各自で記入する際は、記入はボールペンで行い、訂正は修正テープ等で行わず、抹消線と訂正印で行ってください。

②提出する様式は原本とし、必ず控え（コピー）を取っておいてください。

　　提出後、記入内容の確認等により連絡を差し上げた際のためにコピーを必ず手元に控えておいてください。

③提出する各様式は、ホチキス留め、見出しシール貼付は絶対に行わないで下さい。

【松子連加入手続き】

■書類

　　①松子連子ども会代表者・事務担当者報告書

　　②加入申込書　単位子ども会作成（育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました）

　　③加入者名簿　単位子ども会作成（加入申込人数が「加入申込書」で収まるのであれば不要）

　　　※加入者名簿の小学生・中学生は学年を、幼児・高校生・育成者・指導者は年齢を記入。

■会費

　　1人年額　130円

　　（注）手続き後の会費返納は出来ません。

　　　　　また、年度期間途中での入退会であっても減額はありません。

■手続方法

　　＊新年度初回登録の会費入金は令和5年4月16日（日）までとします。

　　　転出入の多い時期のため、内容変更による資料の再作成が往々にしてあります。事務作業の効率化のため、御協力を御願い致します。

　　　（1）上記書類①②③に必要事項を記入してください。

　　　（2）御記入頂きました書類を4月16日の受付時にご提出下さい。

　　　（3）同時に、松子連会費を4月16日の受付時に納付して下さい。

■その他

受付時に「子ども会代表者・事務担当者報告書」「加入申込書」「加入者名簿」の提出及び会費の納付が出来ない場合は、4月16日までに「子ども会代表者・事務担当者報告書」「加入申込書」「加入者名簿」を松子連事務局へ提出してください。

　　なお、松子連会費については下記口座へ振込みをお願いします。

**【松子連会費　入金先】**

銀行名／三十三銀行　　支店名／松阪本店営業部　　口座種別／普通　　口座番号／３１０２６８１

名義／松阪市子ども会連合会　事務局　会計　藤川由実

　　　（マツサカシコドモカイレンゴウカイ　ジムキョク　カイケイ　フジカワユミ）

※注意※

入金の際、入金者名を「○○コドモカイ」としてください。

個人名にての入金ですと、入金者の確認が取れず、手続きが出来なくなります。

なお、安全共済会会費については上記口座とは別口座になりますので混同の無いよう、ご注意下さい。

【安全共済会加入手続き】

　■安全共済会加入手続きの前提として

　安全共済会の補償の対象は「子ども会活動中」の事故が対象となっています。

　　「子ども会活動」とは、育成者または18歳以上の指導者の管理監督の下、適切な指導によって行われる活動を指します。

　　従いまして、安全共済会加入の際は、子ども会単位で必ず育成者または成人指導者が1名以上加入していることが必須条件となります。

■安全共済会加入対象

　　単位子ども会、市町子連、県子連に所属する0歳以上の者。

　　具体的には乳幼児、小学生、中学生、高校生、育成・指導者等です。

■会費

　1人年総額　150円

　　【内訳】全国子ども会安全共済掛金……50円（10月1日以降加入の場合…40円）

　　　　　　全国子ども会連合会運営費……20円

　　　　　　三重県子連事業運営費…………80円（10月1日以降加入の場合…90円）

　（注）手続き後の会費返納は出来ません。

　■書類

　　①全国子ども会安全共済会チラシ

　　　※共済約款（抜粋）の記載があることから、加入者一人1枚または一家庭に1枚の配布が必要なためです。加入者には確実に配布してください。

　　②共済様式03「加入申込書」（育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました）

　　③共済様式04「加入者名簿2」

　　④共済様式05「年間行事計画書」

　　⑤共済様式06「共済掛金等報告書(ネット加入用)」

　　⑥共済様式07「変更届」

　　⑦共済様式09「変更届（ネット加入用）」

　　⑧安全共済会賠償責任保険チラシ

　　　※参考資料として1部封入してあります。詳細は全国子ども会連合会ホームページをご覧下さい。

■安全共済会加入手続き手順

1.共済様式03「加入申込書」に必要事項を記入して下さい。

　「子ども会」とは子どもの団体とそれを見守る育成会から成り立つという理念の下、大人の育成会代表者氏名・連絡先と共に、子どもの代表（会長）の氏名をそれぞれの欄に記入して下さい。

（※育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました）

　　　人数欄にはそれぞれの人数を記入して下さい。

　　　加入者名簿欄には加入する方の氏名等を記入して下さい。幼児及び高校生等と育成者等は年齢を、小学生・中学生は学年を記入して下さい。

加入者が4月1日時点において3歳以下の幼児（2023年4月2日～2024年4月1日に満4歳になる幼児）が加入する際には共済会に加入している保護者（保護者・祖父母または親族）の同伴が必要となりますので3歳以下の幼児の同伴保護者No.欄に当該する同伴保護者のNo.を記入してください。

　　　※各事業へ3歳以下の幼児が参加する場合は名簿に記載した同伴保護者が同伴する事。

　　　※2回目以降の追加加入の際もこの様式（共済様式03）の提出が必要です。全ての欄に記入の上、追加申込を行って下さい。

2.共済様式04「加入者名簿2」に必要事項を記入して下さい。

　記入方法は、共済様式03「加入申込」の名簿欄と同様です。

　※加入される人数が共済様式03「加入申込」の名簿欄（20名分）で収まるのであればこの様式（共済様式04）は提出の必要はありません。

3.共済様式05「年間行事計画書」に必要事項を記入して下さい。

　　　年度内の行事をなるべく詳しく全て記入して下さい。

　　　実施日時が未確定の場合は「5月中旬」とか「10月下旬」というように、いま分かっている範囲で記入して下さい。

　　　年間を通して行う行事（ソフトボールの練習等）や、時期を区切って毎日のように行う行事（盆踊りの練習等）は「日常定例活動」欄に「毎週土曜日　ソフトボール練習」や「7月下旬～8月上旬盆踊り練習」のように記入して下さい。

　　　また、松子連・県子連・全子連事業に参加する可能性がある場合は「日常定例活動」欄に「松阪市子連・三重県子連・全子連事業／通年」と記入すること。

　　　※提出後、行事が追加や変更になった場合はこの様式に変更になった行事のみを記入し、追加・変更欄に○を記入し新たに提出して下さい。

　　　※行事計画書に未記載の行事で事故が起こった場合、共済補償の対象になりませんので、全ての行事を記入して下さい。

4.それぞれ記入した共済様式04「加入申込書」、共済様式05「加入者名簿2」、共済様式05「年間行事計画書」の**3種を揃えて会費とともに4月16日の受付時に提出**して下さい。

提出の際には控え（コピー）を必ず取っておいてください。

※コピーを取る必要のない3枚複写式の手書き様式をご希望の方は松子連事務局までご連絡ください。

5.上記1～4の書類提出及び手続きをそれぞれの期日までに行うことによって、4月1日まで遡って共済補償が適用となります。

　　　期日以降の手続きになると手続き完了の翌日0時から共済が適用になりますので御注意下さい。

6.転入や代表者の変更があった場合は共済様式07「変更届」を使用して下さい。

　転入とは、以前住まいしていたところで安全共済会に加入していた方が新たに転入してきた場合を指します。その場合は転入してきた側の子ども会が様式の提出を御願いします。

■受付時に書類が提出できない場合は

受付時に加入申込書・加入者名簿・年間計画書の提出及び会費の納付が出来ない場合は、4月16日までに加入申込書・加入者名簿・年間計画書を松子連事務局へ提出してください。

　　なお、安全共済会会費については下記口座へ振込みをお願いします。

**【安全共済会会費　入金先】**

銀行名／三十三銀行　　支店名／松阪マーム支店　　口座種別／普通 　口座番号／２４５７５９１

名義／松阪市子ども会　安全共済会　会計　前川真理

（マツサカシコドモカイ　アンゼンキョウサイカイ　カイケイ　マエガワマリ）

※注意※

入金の際、入金者名を「○○コドモカイ」としてください。

個人名にての入金ですと入金者の確認が取れず、安全共済会手続きが出来なくなります。

　なお、松子連会費については、松子連総会時に現金にての受付となり、振込みの際の口座も別口座となりますので混同の無いよう、ご注意下さい。

　■ネット加入手続き・更新について

　　既にネット加入を行っている単位子ども会は、年度更新作業を行うことにより入力の手間を一部省くことが出来ます。更新作業のマニュアルは全国子ども会連合会のホームページ内の「安全共済会ネット加入」のページに掲載されていますので参照してください。（松子連ホームページにも掲載します）

　　次年度より新たにネット加入を行う場合は、全国子ども会連合会のホームページ内の「安全共済会ネット加入」のページに掲載されている「単位子ども会用　加入編」マニュアルを参照して、まずは新規登録から始めてください。（松子連ホームページにも掲載します）

また、ネット加入の際に使用する様式は先に説明した様式とは別の様式を使用します。

具体的には

①既にネット加入を行っている単位子ども会は必要に応じて3月12日（日）までに令和4年度分のデータを保存してください

②メンテナンスの為3月13日（月）～3月15日（水）はネット関連手続きは出来ません

③3月16日以降で令和5年度分のネット加入手続きが行えます

④名簿の入力や年間行事計画等の入力が済みましたら共済様式06を印刷して4月16日の受付時に安全共済掛金と共に提出してください

⑤4月16日に共済様式06と共済掛金が提出できない場合の対処は上記の紙での提出と同じ対応を行ってください

⑥名簿入力後30日はオンライン上でご自身にて名簿の削除が行えますがそれ以降は共済様式09にて削除依頼をしてください

　以上が加入に関する手続きです。

　提出の期限と様式をお間違えないよう、手続きを御願いします。

　加入手続きや事故が起こった際の手続きについて不明な点があれば事務局までお問い合わせ下さい。

【松子連事務局】

　〒515-8515　松阪市殿町1315-3　松阪市教育委員生涯学習課青少年育成係

TEL／0598-53-4401　　FAX／0598-26-8816

HP／http://matsukoren.net/　　E-mail／info@matsukoren.net